

令和6年度（令和5年分）市・県民税の申告について

- 同封の返信用封筒を使用し、令和6年3月15日までに郵送で申告してください。
- 封をする前に、申告書の記入漏れ及び必要書類（身元確認書類、源泉徴収票、各種控除の証明書等）の添付漏れがないか確認してください。
- 扶養親族等が記入されていない、必要書類が添付されていない場合は控除の適用が受けられません。ご了承ください。
- 提出された申告書の控えが必要な場合は宛先を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- 提出された資料は返却しません。資料を手元に保管したい場合は事前にコピーをしてから資料を送付してください。

1 市・県民税の申告が必要な方

スタート

令和5年1月1日から12月31日までの状況

給与収入がある方 ⇒ **A**

収入がない方 ⇒ **B**

公的年金収入がある方 ⇒ **C**

上記以外（事業・不動産など）の収入がある方 ⇒ **D**

A

下記のいずれかに該当する

- ・勤務先で年末調整をしていない（※1）
- ・2ヵ所以上で給与収入がある
- ・給与収入2,000万円を超える

はい ⇒ ③ いいえ ↓

給与以外の所得がある

はい ↓ いいえ ↓

給与以外の所得が20万円を超える

はい ⇒ ③ いいえ ⇒ ② ↓

源泉徴収票等に含まれていない所得控除を追加する（※2）

はい ↓ いいえ ⇒ ① ↓

住宅ローン控除がある

はい ⇒ ③ いいえ ↓

源泉徴収票に記載のある「源泉徴収税額」が0円

はい ⇒ ② いいえ ⇒ ③

B

市内に住民登録のある親族が年末調整や確定申告、市民税・県民税申告であなたを扶養親族として申告している

はい ⇒ ① いいえ ⇒ ②

C

公的年金以外の所得がある

はい ↓ いいえ ↓

年金以外の所得が20万円を超える

はい ⇒ ③ いいえ ⇒ ② ↓

公的年金収入の合計額が400万円を超える

はい ⇒ ③ いいえ ↓

源泉徴収票に含まれていない所得控除を追加する（※2）

はい ⇒ ② ☆ いいえ ⇒ ①

☆源泉徴収税額がある場合は確定申告をすることで源泉徴収税額が還付になる場合があります。

D

所得金額（収入－経費）が所得税の所得控除の合計額より大きい

はい ⇒ ③ いいえ ⇒ ②

結果

- ①申告の必要はありません
- ②市民税・県民税の申告が必要です
- ③所得税の確定申告が必要です

（※1）現在の勤務先で退職した勤務先の分を含めて年末調整している場合は該当しません。

（※2）医療費控除、社会保険料控除（納付書等で納付した国民健康保険税、後期高齢医療保険料、介護保険料等）、生命保険料控除等。

2 提出するもの（源泉徴収票や控除証明書等はコピーの添付でも有効です）

- 共通して提出が必要なもの
 - 令和6年度（令和5年分）市・県民税申告書
 - 個人番号確認書類のコピー（マイナンバーカード等）、身元確認書類のコピー（運転免許証、健康保険証等）
 - 収入・所得を証明する書類（令和5年1月1日から12月31日までに支払いを受けたもの）
 - 給与や、公的年金等の源泉徴収票
 - 事業収入や個人年金、報酬等の収入、経費が分かる書類
 - 控除を証明する書類（令和5年1月1日から12月31日までに支払ったもの）
 - 「社会保険料」の支払い金額がわかるもの（国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等の納付確認書・控除証明書）
 - 「生命保険料」・「地震保険料」の控除証明書
 - 「寄附金」の受領証明書や寄附したことがわかる証明書（ふるさと納税等）
 - 「医療費控除」の明細書又は「セルフメディケーション税制」の明細書 ※領収書の添付は不要です。
- ※医療費通知に記載された事項の内容を省略して記載する場合は、医療費通知を添付してください。
- ※セルフメディケーション税制の明細書には、健康の保持増進及び疾病の予防への取組みの証明書を添付してください。
- 「障害者手帳」のコピー（等級が記載されたページ）もしくは「障害者控除対象者認定書」
 - 「勤労学生控除」を証明する、学生証などのコピーや学校に所属していることが分かる証明書

3 申告書の書き方がわからない場合

- 住所・氏名・電話番号を記入し、「2 提出するもの」に記載されている提出書類を返信用封筒に同封して、郵送してください。
- 寡婦（申告書⑮）・ひとり親（申告書⑰）・障害者（申告書⑳）・配偶者（申告書㉔・㉕）・扶養親族（申告書㉖）の人的控除については、源泉徴収票に記載があっても、必ず記入してください。（記入がない場合、扶養を外す意思があると判断します。）

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 _____ 氏 名 _____

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

- （例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）
- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) などで補てんされる金額
円 ㉗	円 ①	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5) (4)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円

2 の 合 計			㉘	①
---------	--	--	---	---

医 療 費 の 合 計	A	(㉗+㉘) 円	B	(①+①) 円
-------------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	円	A	<p>申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。</p> <p>(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額 (特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉙の金額を転記します。</p> <p>申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。</p>
保険金などで補てんされる金額		B	
差引金額 (A－B)	(マイナスのときは0円)	C	
所得金額の合計額		D	
㉙×0.05 (赤字のときは0円)		E	
㉙と10万円のいずれか少ない方の金額		F	
医療費控除額 (C－E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G	

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

